

新抄所... 于... 不... 日...
... 乃... 乃... 乃...
... 乃... 乃... 乃...

大正三年十月十二日

上申、趣聞、置候事

明治十年十月二十三日

大政大臣
三條 實美印

八事考不...

長官

會計課

書記官

庶務課

乙等八拾五号

乙等八拾五号

...

明治

八年...

...

...

夕發往經礼ハ部方之收少急仕入云委贈礼
事後廿ハ言際止ハ部方令有方而贈礼
礼方之通後方以斗生案此方之申也

弘治十年十月十三日 制給事官某同侍陪

右政務之條實義殿

日田之安藤

書記

江戶深

乙亥の候式

官方之条一義は

杜撰本應在勅所抄撰天書記ハ潤所廣文義
市用之ハ昨ハ方出京故ハ系は後所為仕
也

同治十年十月十三日 同給事官某同侍陪

太政大臣三條實美殿